

令和3年4月23日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する
内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見について

今般、標記改正案（令和3年3月26日公表）に対する意見を別紙のとおり取り
まとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引業等に関する内閣府令（案）」に対する意見案

No.	該当箇所	意見等
1	金融商品取引業等に関する内閣府令 第1条第4項第12号・13号、 第123条第1項第18号・24号、 第153条第2項、第275条 第1項第12号、第281条第1 項第12号	「外国法人（法人でない団体で代表者又は管理者の定めがあるものを含む。）」の範囲は、平成26年3月28日付で金融庁から公表された「『金融商品取引業等に関する内閣府令』及び『金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針』の一部改正（案）」に対するパブリックコメントにおける「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」において示されたものと同様という理解でよいか。
2	同上	今次改正に伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4の「非共有情報」の定義からも外国法人の非公開情報等は除外されるとの理解でよいか。その帰結として、同IV-3-1-4(2)⑥のホームページルールは外国法人の非公開情報等については適用がないことになるという理解でよいか。
3	金融商品取引業等に関する内閣府令 第157条第1項第2号ハ・同 第2項	今次改正前の時期に外国法人から取得した情報共有同意書（今次改正前の外国法人特例に基づき取得した電子メールによる同意等を含む。）に関しては、今次改正に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第1項第2号ハおよび同第2項に基づく法定帳簿としての保存義務（失効後5年間）は消滅するという理解でよいか。この点は、経過措置として付則に明記されるという理解でよいか。